

(別紙)

公益社団法人日本超音波医学会
平成30・31年度選挙管理委員長 殿

日本超音波医学会 平成30・31年度監事候補者選出選挙立候補届

私は、以下のことに同意し、平成30・31年度監事候補者選出選挙に立候補します。

※同意事項

- 一. 私は正会員であり、自らの意志で監事候補者選出選挙に立候補する。
- 二. 私は監事候補者選出選挙立候補者名簿に届出の会員番号、氏名、所属先が開示されることを了承する。
- 三. 私は、監事候補者選出選挙に当選した場合は、特別な事情が無い限り、毎回の理事会、及び総会に出席し、定款に定められている監事としての職務を行い、会員を代表して本会の業務、及び財産状況を監査する。

定款 第26条

(監事の職務・権限)

監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 本会の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- 二 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- 三 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 五 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- 六 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 七 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

平成 年 月 日

会員番号 : _____

フリガナ
氏名(自署) : _____ 印

※1 届出は自署の上、必ずご捺印ください。ご捺印のないものは無効となります。

※2 この用紙にて立候補届を提出する方は、4月2日(月)から4月28日(土)迄(当日必着)の期間内に簡易書留にて学会事務局宛に郵送してください。